

独立行政法人大学入試センター秘密文書等取扱規則

〔平成13年4月1日
規則第30号〕

改正 平成16年3月25日規則第19号

改正 平成22年3月25日規則第20号

改正 平成22年7月29日規則第44号

改正 平成25年2月27日規則第1号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 令和2年3月31日規則第89号

独立行政法人大学入試センター秘密文書等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における秘密文書等の取扱いに関し必要な事項を定め、もって、センターの秘密保全を図り、その円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で「秘密文書等」とは、センターの所掌業務に関する文書、図表、写真等記録されたすべての情報資料（磁気テープ、磁気ディスク等の電子計算機に用いられるものを含む。以下「情報資料」という。）で、秘密保全の必要のあるものをいう。

(秘密保全の原則)

第3条 秘密文書等の作成、回付、送達及び保管に当たっては、その秘密が漏れないよう、細心の注意を払って、取り扱わなければならない。

2 秘密文書等が紛失し、又はその秘密が漏れたときは、直ちに、主管の部長を経て、理事長に報告しなければならない。

(秘密文書等の区分)

第4条 秘密文書等は、その内容の秘密保全の必要性に応じて、次の各号の基準により区分する。

一 機密 秘密保全の必要性が最高度に高く、その漏えいが国及びセンターの安全利益に著しい損害を与えるおそれがあるものとし、大学入試センター試験及び大学入学共通テストの問題の原稿（原稿及びその印刷に係るすべての書類を含む。）及び問題冊子で公表していないものをいう。

二 極秘 秘密保全の必要性が高く、その漏えいが国及びセンターの安全利益に損害を与えるおそれのあるものをいう。

三 秘 極秘に次ぐ秘密であって、関係者以外に知らせてはならないものをいう。

(秘密区分の指定)

第5条 秘密文書等の区分の指定は、機密及び極秘の区分にあつては理事長が、秘の区分にあつては当該文書等の主管の部長が行うものとする。秘密区分の指定の変更及び解除についても、同様とする。

2 秘密文書等の区分の指定は、必要最少限度にとどめるものとする。

(秘密区分等の表示)

第6条 秘密文書等には、その性質上必要のないものを除き、秘密区分及び秘密取扱期間を表示するものとする。

(秘密文書等の取扱責任者)

第7条 機密に指定された秘密文書等の取扱責任者は、主管の部長とする。

2 極秘及び秘に指定された秘密文書等の取扱責任者は、主管の課長等とする。

(秘密文書等の複製)

第8条 秘密文書等は、複製してはならない。ただし、秘密区分を指定した者の承認を得た場合は、この限りでない。

(秘密文書等の登録、保管等)

第9条 秘密文書等は、別に定める記録簿に必要事項を登録するとともに、一連番号を付す等により、その所在を明らかにしておかなければならない。

2 秘密文書等及び前項の記録簿は、金庫等に施錠して保管しなければならない。

(秘密文書等の処分)

第10条 秘密文書等を廃棄するときは、焼却する等復元できない方法により、これを行わなければならない。

(秘密区分の指定前の取扱い)

第11条 秘密区分の指定が予想される情報資料の立案、作成その他の取扱いに当たっては、秘密文書等の取扱いに準じ、その保全に努めなければならない。

(研究開発部における研究に係る情報資料の取扱いの特例)

第12条 研究開発部における研究に係る情報資料の取扱いについては、センターの内部での取扱いに限り、この規則を適用しない。

2 研究開発部における研究成果を記録した情報資料で、秘密保全の必要のあるものの取扱いについては、別に定める。

(実施細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項については、次の各号に定めるところによる。

一 機密に指定された秘密文書等 別に定めるところによる。

二 極秘及び秘に指定された秘密文書等（次号に掲げるものを除く。） 独立行政法人大学入試センター文書取扱規則（平成13年規則第27号）の定めるところによる。

三 極秘及び秘に指定された秘密文書等で、磁気テープ、磁気ディスク等の電子計算機に用いられるもの 別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月29日）

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成25年2月27日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。